

身体的拘束最小化のための指針

はじめに

病院は、さまざまな果たすべき機能を担っている。その機能のなかには、健康状態の改善、健康の増進、予防、怪我や疾病の治療、急性期治療、患者のリハビリ、医療専門家、患者及びコミュニティへの教育並びに研究が含まれる。これらすべての活動は、患者の価値と尊厳を図るという最大の懸案事項とともに行われなければならない。

米国病院協会 患者の権利章典(1992年版)

1) 当院における身体的拘束への基本的な考え方

当院は、透析医療を通じて提供する医療および介護サービスにおいて、患者の尊厳と人権を尊重することを重要な理念としている。しかし、時に生命や安全を守るために、やむを得ず身体的拘束が選択される現状がある。これは、提供する側にとっても、受ける側にとっても、決して本意ではない。

この指針は、身体的拘束を安易な手段として選択するのではなく、その前に、なぜ身体的拘束が必要なのかを考え、それを回避するための代替案を身体的拘束最小化チームにて追求していくためのものである。当院を利用する患者およびその家族が、その人らしく、安らかに過ごせる環境を築くため、この指針の理念に賛同し、安心して療養できることを心から願っている。

2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)より抜粋

3) やむを得ず身体的拘束を行う場合の要件

患者または他の患者の生命または身体を保護するための措置として、以下の3要件をすべて満たす場合に身体的拘束を実施します。

- ①切迫性：患者または他の患者の生命または身体を危険にさらされている可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③一時性：身体的拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

4) やむを得ず身体的拘束を行う際の対応

- ① 医師・看護師を含む多職種で患者の状態を評価し、問題行動の原因に対処する。身体的拘束を行う以外に代替する方法がない場合、その態様及び心身の状況等を電子カルテの記録に記載する。
- ② 身体的拘束が適応であると判断された場合、身体的拘束に関する同意書を用いて身体的拘束の必要性・方法などを説明し、同意を得ると共に、患者もしくは御家族(同意者)に署名を得る。
- ③ 患者および御家族等の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明した上で、電子カルテの記録に記載する。
- ④ 理学療法士や薬剤師などの多職種も参加できるカンファレンス(身体的拘束最小化チーム)を通じて、身体的拘束の継続・解除について定期的に患者の身体状態の評価を行う。評価を行う際に、緊急やむを得ず身体的拘束を行う3要件に基づいて検討する。
- ⑤ 医師と看護師は、患者と対話し問題行動の原因を探索し、代替案の提案や患者の意向をくみ取った関わりを行い、できる限り早期に身体的拘束が解除できるよう検討する。
- ⑥ 検討の結果、身体的拘束の3要件から外れた場合は速やかに身体的拘束解除を行う。
- ⑦ 抑制帯等、患者の身体または衣類にふれる用具の使用はなくとも、居室内の隔離や、向精神薬の使用により過度な鎮静が生じていないか、医師や看護師は検討する。

5) 身体的拘束最小化チーム

- ① 身体的拘束最小化チーム(以下チーム)の構成
チームは医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士等の職員をもって構成する。
- ② チームの役割
 - (1) 身体的拘束の実施状況を把握し、医師および管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
 - (2) 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
 - (3) 定期的に本指針を見直し、職員へ周知して活用する。
 - (4) 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

6) 身体的拘束最小化のための職員教育および研修について

- ① 職員教育および研修は、医療サービスに関わる職員に対して実施する。内容は、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアの施行を図ることとする。
- ② 職員教育および研修を定期的に実施する。また、その内容や参加者を記録する。
- ③ その他、必要な教育および研修を実施した際は、実施内容の記録を行う。